

平成30年度医療の質の評価・公表等推進事業公募要領
(申請に関する諸条件等)

1. 申請資格

臨床指標を選定し、本事業に協力する病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等を行うための体制を整備する団体であって、次の(1)～(5)の条件を全て満たすものとする。

(1) 概ね40施設以上の病院により構成される団体であること。

(2) 事業を円滑に実施するための事務局機能を有すること。なお、団体としての事務局を設置せず、事業の全部を第三者機関等に外部委託する場合については、本要件を満たしていないものと見なす。

(3) 次に掲げる取組の実施が可能であること。

ア. 臨床指標に係る情報を収集・分析する人材の確保

イ. 臨床指標の選定

ウ. 本事業に協力する概ね40施設以上の団体所属病院（以下「協力病院」という。）の選定

エ. 各協力病院の臨床データの収集・分析

オ. 収集・分析の結果得られた臨床指標の値による医療の質の評価

カ. 各協力病院の臨床指標の値及びその算出方法等の公表

キ. 臨床指標評価検討委員会の設置及び当該委員会における医療の質の評価・公表に係る問題点の分析・改善策等の検討

ク. 国への実績・事業報告

(4) 本事業終了まで上記取組を継続できる体制を整備する具体策を有し、本事業終了後も上記取組を継続すること。

(5) 医療の質の評価・公表の推進に係る国の施策、指導等に協力すること。

2. 本事業で実施すべき事業内容

臨床指標を選定し、協力病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等を行うために必要な事項として、次の（１）～（６）に掲げる事項を行うこととする。

（１）臨床指標に係る情報を収集・分析する人材の確保

（２）臨床指標を用いた医療の質の評価を行うための次のア．～ウ．の実施

ア．臨床指標の選定

臨床指標の選定に当たり、次の（ア）～（イ）に留意すること。

（ア）共通指標セット（参考資料１）に掲載した指標のうち、参加形式が「必須」とされている全ての指標を選定すること。また、参加形式が「任意」とされている指標のうち、５種類以上の指標を選定すること。各指標の定義・算出方法などについては、共通定義（参考資料２）を用いること。

（イ）その他、団体が独自に評価する指標を選定すること。（ア）で選定した指標と同じ指標で、共通定義（参考資料２）に掲載した定義・算出方法が異なる指標について評価を行う場合には、その定義・算出方法や公表方法について、申請書に記載すること。

イ．各協力病院の臨床データの収集・分析

上記ア．で選定した指標について、平成30年7月以降の各協力病院の臨床データを収集し、臨床指標の値を算出するなどの分析を行うこと。なお、臨床データの収集期間（例：1ヶ月ごと、3ヶ月ごと等）については、各指標の特性を考慮して設定することで差し支えない。

ウ．収集・分析の結果得られた臨床指標の値による医療の質の評価

上記イ．のデータ収集・分析の結果得られた臨床指標の値を用いて、各協力病院において提供されている医療の質を評価すること。なお、事業実施年度以前より継続して収集している臨床指標がある場合には、指標の変動状況を踏まえた医療の質の評価及び改善策の検討が行われることが望ましい。

（３）各協力病院間の連絡・調整

（４）各協力病院の臨床指標の値及びその算出方法等の公表

上記（２）で得られた各協力病院の臨床指標の値を公表すること。公表に当たっては、以下の点に留意すること。

ア．評価したものについては逐次速やかに公表すること。

- イ. 協力病院ごとに個別に公表するのではなく、団体事務局においてまとめて団体ホームページ等のインターネット上に掲載すること。
- ウ. 共通指標セット（参考資料1）に掲載した指標のうち、公表が「有」とされている指標については、その全ての指標について、協力病院の名称と合わせて、協力病院ごとの値を公表すること。その他の指標についても可能な範囲で、協力病院ごとの値を公表すること。
- エ. 協力病院ごとの値を公表しない指標については、少なくとも全協力病院の平均値を公表し、平均値と各協力病院の値とを比較すること。
- オ. 共通指標セット（参考資料1）に掲載した指標以外の指標を選定する場合には、指標の名称だけではなく、指標の算出方法等（分母・分子、データの除外規定、患者満足度調査票、根拠としている診療ガイドライン等）についても、可能な限り詳細、かつ国民・患者にとって分かりやすい形で公表すること。また、指標のリスク調整を行った場合には、その調整法について可能な限り詳細に公表すること。
- カ. 公表に係る社会的影響に配慮し、臨床指標の選定に当たって、患者の重症度等の考慮が必要な場合等には留意事項として適宜掲載すること。
- キ. アウトカム指標の値など医療法において広告可能とされていない事項について広告してはならないこと。

(5) 臨床指標評価検討委員会の設置等

本委員会の構成員は外部委員を含めるなど臨床指標の客観性を担保すること。また、本委員会においては、評価や公表に係る問題点の分析、改善策等の検討を行うこと。

(6) 国への実績報告及び事業報告

事業報告に当たっては以下の点に留意すること。

- ア. 各協力病院の臨床データを収集するに当たり、DPCデータ、電子カルテ等の利用等その具体的な方法について記載すること。また、電子媒体を利用しない場合であっても、収集方法に関する特段の工夫等があれば、その内容について記載すること。
- イ. 協力病院ごとの値を公表しない指標については、その理由を指標毎に記載すること。
- ウ. 各協力病院からのデータ収集や臨床指標の値の算出、公表などの各段階での問題点及びそれらに対する対応策を具体的に記載すること。
- エ. 指標の公表等による効果等を具体的に記載すること。

3. 国庫補助等について

- (1) 本事業にかかる経費について、国は、事業の採択を決定した日から平成31年3月31日までに本取組に要した経費と基準額（9,365千円）とを比較して少ない額の1/2相当の金額を予算の範囲内で補助するものとする。
- (2) 補助金の交付の時期については、原則、当該年度の事業完了後（平成31年3月31日以降）の精算払いとする。

4. 提出書類

厚生労働省のホームページに掲載している応募申請書（様式1）及び事業計画書（様式2）をダウンロードの上、利用すること。なお、申請に当たっては以下の事項を遵守すること。

- (1) 本事業は団体における体制整備を目的としていることから、申請者は団体の長とすること。
- (2) 提出書類は全て縦長横綴じ、A4版とし、正確を期すため、ワープロ等判読できるもので作成し、記入すること。また、様式2を補足する資料を添付してもよいが、A4版用紙10枚以内とすること。なお、提出書類については、カラーで作成しても差し支えない（ただし、審査等の際には白黒コピーで対応することがある。）。
- (3) 提出書類については、8部（正本1部、副本7部）提出すること。様式2については、ページ番号を中央下に記載し、両面印刷し、左肩をクリップで留めること（ホチキス留め不可）。
- (4) 提出書類は簡易書留により、提出期限までに必ず到着するよう郵送すること。また、応募書類を封入した封書等の表に朱書きにて「平成30年度医療の質の評価・公表等推進事業応募書類」と明記すること。ただし、書類の量が多いなどやむを得ない場合は、宅配便又は直接持ち込み（受付時間は、午前10時～午後5時までの時間帯とし、土・日・祝日の受付は行わない。）による提出でも差し支えない。なお、FAX、電子メール等による提出や提出期限を過ぎてからの提出は受け付けられない。
- (5) 以下の点に留意すること。
 - ア. 提出書類に不備がある場合には、審査の対象とならないこと。
 - イ. 理由の如何によらず、提出書類の修正、差替え等は認められないこと。
 - ウ. 必要に応じて追加資料の提出が求められる場合があること。
 - エ. 提出書類は返却されないこと。なお、提出書類は採択・不採択に係る評価以外の目的には使用せず、申請内容について正当な理由なく他者に漏洩することはない。

5. 提出先

厚生労働省医政局総務課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課情報企画係

電話 03-5253-1111 (内線2520)

6. 提出期限

平成30年5月14日(月) 午後5時 必着

7. 選定方法

(1) 選定の概要

本事業における補助対象については、提出書類をもとに専門家等の意見を踏まえ、必要に応じてヒアリング等を実施し、厚生労働大臣が適当と認める者を選定する。

なお、原則として、過去に本事業の補助対象となっていない団体を優先して選定するものとするが、その結果、当該年度に予定されている補助対象の団体数に満たない場合には、過去に本事業の補助対象となっている団体を含めて選定するものとする。

(2) 審査に当たり評価する事項

申請団体については、次のア.～ウ.の点から総合的に評価する。

ア. 協力病院及び実績に関すること

- ・団体の概要及び協力病院の数・機能
- ・これまでに実施された臨床指標を用いた医療の質の評価・公表の内容

イ. 事業計画及び期待される効果に関すること

- ・本事業を実施するための人材の配置及び確保の方法が効果的かどうか。
- ・評価・公表を予定している臨床指標について、国民・患者が医療機関を選択するための支援となるかどうか、あるいは医療機関が医療の質を向上させるための支援となるかどうかの視点で、妥当性があり、かつ効果的かどうか。また、国民・患者にとって分かりやすい指標であるか。
- ・協力病院ごとに値を公表する臨床指標について、社会的影響を考慮し、妥当性があり、かつ効果的かどうか。また、国民・患者にとって分かりやすい指標であるか。
- ・臨床指標評価検討委員会の構成員(外部委員の有無等)、委員会の開催頻度、検討事項等
- ・本事業の実施により、医療の質の評価・公表の推進等に関して、団体・協力病院において期待される効果や取組、あるいは患者等に及ぼす影響(収集した臨床データの本事業以外への活用等の取組、患者に対する意識の変化等の影響も含む。)

ウ. 本事業終了後の取組に関すること

- ・本事業の終了後、本事業により構築した体制等に基づき、医療の質の評価・公表等を推進するために実施する具体的な取組の内容

(3) 選定結果の通知

選定結果については、申請のあった団体へ個別に連絡する。

8. 選定スケジュール（予定）

平成30年6月下旬 選定、結果通知

9. 問合せ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課（担当：倉賀野（予算関係）、辰巳（技術関係））

電 話 03-5253-1111（内線2520、2522）

問合せ受付時間等 平日 午前10時～12時、午後1時～5時

【参考情報】

医療情報の提供のあり方等に関する検討会報告書（平成24年3月）

<<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024cec-att/2r98520000024eu3.pdf>>